



なばり

2018年(平成30年) 10月10日号

主な内容

- 1~4...特集 里親制度を考える
- 5...保護司会便り
- 6...かがやきフェスタ
- 7...施設ご利用ガイド
- 8...第49回観阿弥祭・名張能楽祭

発行/名張市秘書広報室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1 ☎0595-63-7402 FAX 0595-64-2560 ✉pr@city.nabari.mie.jp



子どもたちのために私たちができること 「里親制度」を考える

さまざまな理由により親と暮らせない子どもたちは施設や里親家庭で生活しています。
今号では、子どもたちを家庭で育てる「里親制度」の現状について紹介するとともに、いま私たちに何ができるのかを考えます。

☎ 子ども家庭室 ☎ 63・7594

親と暮らすことができない子どもたちがいる

全ての子どもたちは、愛情に包まれながら家庭で健やかに成長することが望めます。しかし、親との死別や病気による長期入院、虐待、経済的な理由、そして、東日本大震災などの自然災害により、生まれた家庭で暮らすことができない子どもたちが多くいます。

保護が必要な子どもたちは県内で約500人おり、その内7割以上の子どもが児童養護施設や乳児院などの施設で暮らしています。
国では、温かい愛情と正しい

理解を持った家庭環境の中で子どもを育てていく「里親」や「ファミリーホーム」といった家庭養護を優先する方針を打ち出しています。

里親家庭での暮らしが子どもに与えるもの

施設には、保育士や臨床心理士などさまざまな資格を持った職員による専門的な支援や親の入院時などに一時的な預かり先となるなど、施設独自の役割があります。

一方で、里親家庭での暮らしは、家庭の中で里親が子どもに寄り添いながら生活しています。

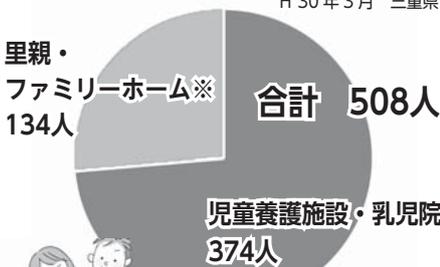


里親は子どもたちにとって、いづれ自分の家庭を持った時のモデルにもなります。県内では200世帯を超える里親登録がありますが、まだまだ足りません。支援が必要な子どもたちは身近に存在し、それは決して他人事ではありません。

全ての子どもたちに、かけがえない愛情と、家庭の温もりの中で成長してほしいと願い活動している「里親」についての現状を知り、正しい理解と関心を深めることにより、支援の輪を広げていく必要があります。そして、1人でも多くの里親が増えることが望まれます。

保護が必要な子どもの受け入れ先 (三重県)

H 30年3月 三重県



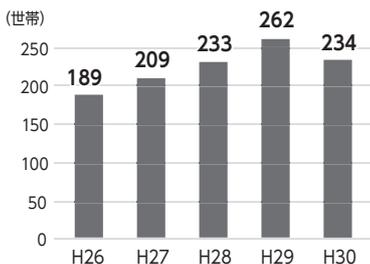
7割を超える子どもが児童養護施設・乳児院などの施設に。里親・ファミリーホームは3割弱。



※ファミリーホーム：一定の経験を有する養育者の家庭で

子どもたち(定員5~6人)が生活します。

里親の登録数の推移 (三重県)



県内の里親登録数は200世帯を超えていますが、保護が必要な子どもたちに対して、里親の人数はまだ足りません。



2ページ以降へ続く